

技術検討ワーキンググループ 検討状況報告

技術検討ワーキンググループ
平成25年11月22日

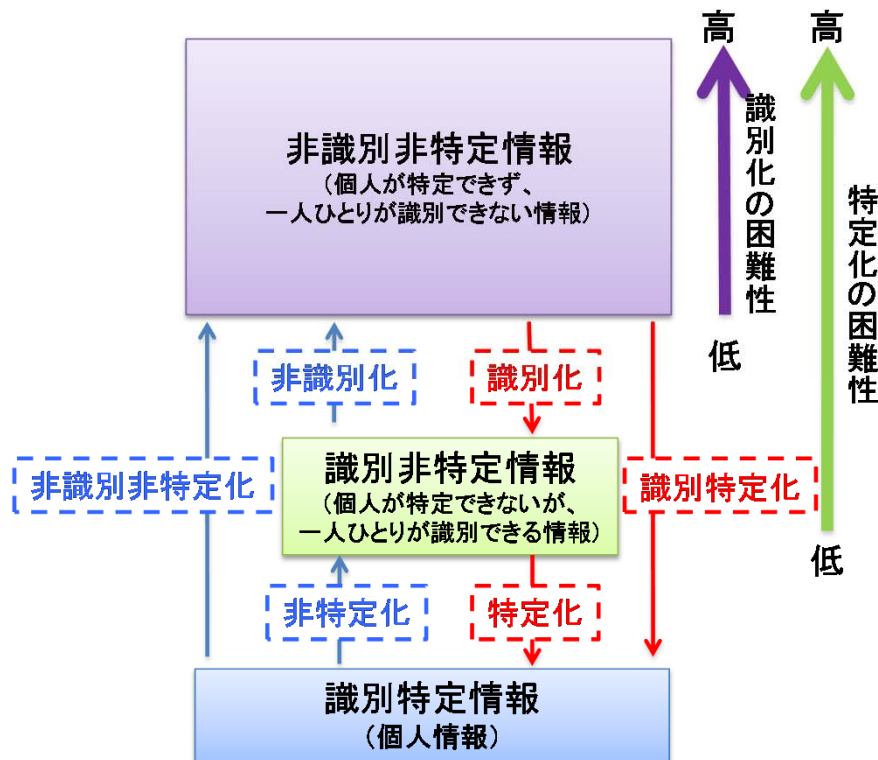
1. 「匿名化」と識別非特定化、非識別非特定化

「匿名化」という用語は、人によって受け取るイメージが異なり、まずは本WGにおける用語を定義しておく

「識別特定情報」：個人が（識別されかつ）特定される状態の情報。（すなわち「個人情報」）

「識別非特定情報」：一人ひとり識別されるが、個人が特定されない状態の情報。

「非識別非特定情報」：一人ひとりが識別されない（かつ個人が特定されない）状態の情報。



人によって様々な状態をイメージしてしまう

匿名化
(匿名化措置)

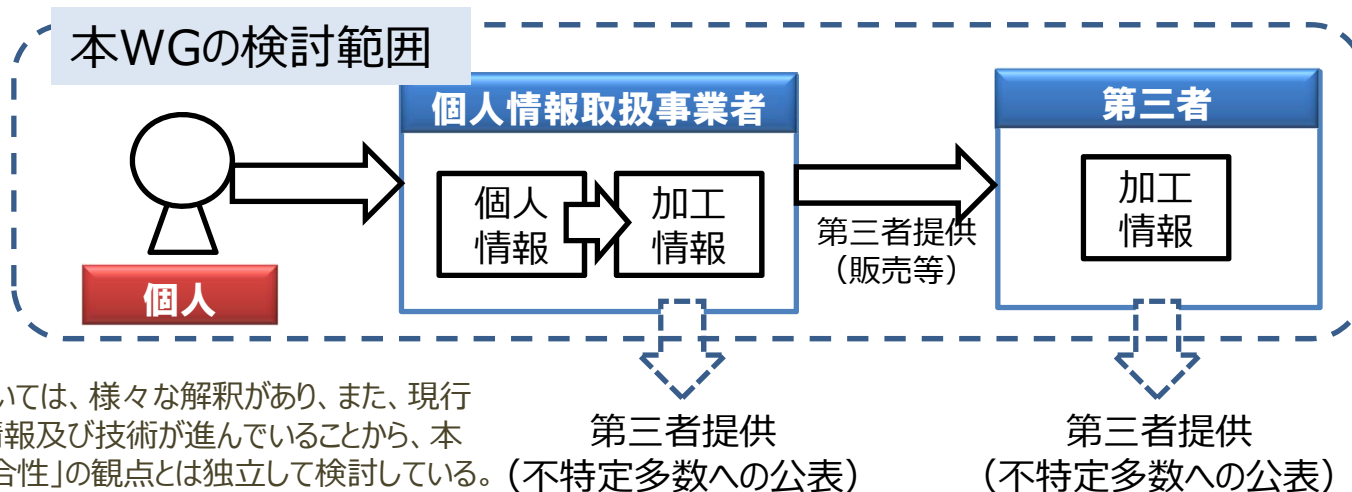
この他、下記の用語を用いる

- 「非識別非特定化」とは「識別特定情報」を「非識別非特定情報」に加工すること。
- 「非識別化」とは「識別非特定情報」を「非識別非特定情報」に加工すること。
- 「非特定化」とは「識別特定情報」を「識別非特定情報」に加工すること。
- 「識別化」とは「非識別非特定情報」を「識別非特定情報」に加工すること。
- 「特定化」とは「識別非特定情報」を「識別特定情報」に加工すること。
- 「識別特定化」とは「非識別非特定情報」を「識別特定情報」に加工すること。

2. 検討課題設定

検討にあたっての前提

- ①本人の同意なしに第三者提供を可能とするモデル
- ②第三者提供における不特定多数への「公表」は検討対象外



WGの検討事項<課題設定>

- ①現行法の解釈論として導入可能な「どの水準まで匿名化すれば、特定の個人を識別することができない情報（非個人情報）となるか」の技術的内容について
 - 【項目1】個人情報を、「識別非特定情報」へ加工する手段として、どういった技術があるか。
 - 【項目2】「識別非特定情報」への加工を必ず達成可能な技術は存在するか。
 - 【項目3】個人情報を、「非識別非特定情報」へ加工する手段として、どういった技術があるか。
 - 【項目4】「非識別非特定情報」への加工を必ず達成可能な技術は存在するか。
- ②新たな立法措置を前提とした匿名化措置を施した個人データの取扱いについて
 - 【項目5】「識別非特定情報」や「非識別非特定情報」について、当該情報の受領者において、他の情報等と照合して個人を特定することのないよう、その取扱いに関する規律としてどのようなことが考えられるか。

3. 現行法における技術的課題

どういった技術があるか。

【項目1、3関連】

識別非特定化・非識別非特定化の技術は多種多様であり、通常は、元の個人情報の種類・特性や分析したい内容を考慮して、これらの技術を単独で又は複数組み合わせる利用されるものである。

- 属性の削除（属性（列）削除、仮名化、等）
- 属性の一般化（一般化、あいまい化、等）
- 属性の加工技法（マイクログリゲーション、ノイズ付加、データ交換、疑似データ挿入、等）
- その他の技法（レコード削除、セル削除、サンプリング、k-匿名化（k-匿名性を満足させるためのデータ加工）、等）

識別非特定情報への加工を必ず達成可能な技術はあるか。
非識別非特定情報への加工を必ず達成可能な技術あるか。

【項目2、4関連】

- いかなる個人情報に対しても、識別非特定情報や非識別非特定情報に加工できる合理的な匿名水準を汎用的に達成可能な技術は存在しない。
⇒ ケース・バイ・ケースで識別非特定情報や非識別非特定情報に加工（個人情報の種類・特性や利用目的等に応じて技術・対象を選ぶ）
- 個人情報取扱事業者側で識別非特定情報や非識別非特定情報に加工できたとしても、他の情報と照合等により、再び識別特定情報（個人情報）となる可能性がある。
⇒ 広く情報が拡散してしまった後に個人が特定され、何らかの個人の権利利益が侵害されるような事態が生じる可能性がある。一方、個人の特定化の困難性が増すように情報を加工しすぎると、情報の有用性が失われることに、留意が必要。

➡ **新たな立法措置を前提とした場合、規律としてどのようなものが考えられるか。
その際、情報の有用性と個人情報の主体の権利利益の保護とのバランスを考慮する必要。**

4. 新たな法的措置を前提とした技術的課題への対応①

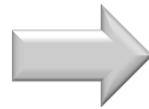
「識別非特定情報」や「非識別非特定情報」について、当該情報の受領者において、他の情報等と照合して個人を特定することのないよう、その取扱いに関する規律としてどのようなことが考えられるか。

【項目5関連】

「識別非特定情報」や「非識別非特定情報」*

の取扱い

* 識別非特定化・非識別非特定化の措置を施した個人情報



「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」

と定義し、**特別な取扱い***とすることが適当

- * 情報の有用性と個人情報の主体の権利利益の保護とのバランスを考慮
- * 第三者提供の例外措置の一形態として追加・限定し、所要の手続きや利用制限等を課す。

「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」の法的枠組みのイメージ



現行法の第三者提供の例外措置として位置付けて、当該情報を提供

- ・受領者（第三者）での特定化、識別化を考慮し、**受領者に対して、特定化または識別化を禁止する手続きが必要ではないか。**
 - 「識別非特定情報」や「非識別非特定情報」に加工することで、情報の有用性と保護が両立
 - 「識別非特定化」や「非識別非特定化」の措置ができない提供者への配慮も必要（受領者が一部措置する）
- ・特定の第三者に提供する場合と比較し、非常に広範で予測不可能な情報との突合が生じること等による個人情報の本人のプライバシーへの影響を考慮し、「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」の不特定多数への**公表を禁止することが妥当ではないか。**
- ・「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」の**範囲等については**、「保護されるパーソナルデータ」の範囲等に関する親会での検討を踏まえ、**さらに検討が必要ではないか。**

4. 新たな法的措置を前提とした技術的課題への対応②

「(仮称)法第23条第1項適用除外情報」の取扱いルールについて

米国連邦取引委員会(FTC)や総務省の検討を踏まえ、具体例を検討したもの。親会での更なる検討をお願いしたい。

【具体例】

- ① 提供者は「(仮称)法第23条第1項適用除外情報」となるための措置を施すこと。
 - ⇒ 情報の種類や特性、利用方法等に応じて、個別に的確な加工を施すことが必要。
提供者、受領者等に課す手続き等と合わせ、さらに検討が必要。
- ② 提供者は「(仮称)法第23条第1項適用除外情報」の特定化や識別化をしないことを約束・公表等すること。
 - ⇒ 具体的な公表方法等について、さらに検討が必要ではないか。
- ③ 提供者と受領者(第三者)との間の契約において、受領者が「(仮称)法第23条第1項適用除外情報」の特定化や識別化することを禁止すること。
 - ⇒ 我が国では、契約による禁止は効力を発揮しないとの指摘もある。契約に代わって制度化すること等についても検討が必要ではないか。
 - ⇒ 受領者がさらに次の第3者に提供する場合の措置等について、併せて検討が必要ではないか。

<その他(検討を要する事項)>

- 元の個人データの取扱い(容易照合性との関係整理)
- 顔情報、センシティブデータ等の取扱い
- 親会で検討している第三者機関の機能
(取扱いに反する行為があれば、提供者、受領者(第三者)等に対して行政処分等を行うこと等)

5. 技術検討ワーキンググループ報告書案【目次案】

1. 技術検討ワーキンググループにおける検討事項
 - 1.1 パーソナルデータに関する検討会（親会）からの依頼事項
 - 1.2 技術検討ワーキンググループでの検討にあたっての前提となる考え方
 - 1.3 技術検討ワーキンググループが取り組んだ検討事項
2. 現行法における技術的課題
 - 2.1 識別非特定化・非識別非特定化に関する技術
 - 2.2 技術的観点からの考察
 - 2.3 小括
3. 新たな法的措置を前提とした技術的課題への対応
 - 3.1 パーソナルデータの保護に配慮しつつ一定水準まで個人の特定性が低減された個人データの有用性
 - 3.2 パーソナルデータの保護に配慮しつつ一定水準まで個人の特定性が低減された個人データの取扱いに関する提案
 - 3.3 小括
4. 補足説明
 - 4.1 諸外国における事例
 - 4.2 識別非特定化・非識別非特定化に関する技術の技法

(参考)技術検討ワーキンググループにおける検討経緯等

【検討経緯】

◆第1回(平成25年9月27日(金))

:WGでの検討項目(技術面、制度面)について、等

◆第2回(平成25年10月17日(木))

:匿名化の分類、参考事例の整理、医療等分野の考察、政府統計について、等

◆第3回(平成25年11月1日(金))

:非定型データの取扱い、「FTC3要件」について、報告書の取りまとめの方向性、等

◆第4回(平成25年11月8日(金))

:WG報告書案について

↓

「報告書」取りまとめ中

↓

「第5回パーソナルデータに関する検討会」

(平成25年12月10日(火))へ報告

【技術検討WG構成員】

伊藤 伸介 明海大学 経済学部 准教授
岡村 久和 日本IBMスマーター・

シティー事業・部長

菊池 浩明 明治大学 総合数理学部
教授

佐久間 淳 筑波大学 システム情報工学
研究科 准教授

◎佐藤 一郎 国立情報学研究所
アーキテクチャ科学研究系
教授

佐藤 慶浩 日本ヒューレットパッカー
個人情報保護対策室長

高橋 克巳 NTTセキュアプラット
フォーム研究所主幹研究員

松本 泰 セコム株式会社IS研究所
コミュニケーションプラット
フォームディビジョン
マネージャー

○森 亮二 英知法律事務所 弁護士

◎は座長、○は座長代理